



日本のまんなか  
水と緑といで湯の街渋川市

## 令和2年4月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和2年4月21日（火）  
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 新型コロナウイルス感染症に伴う群馬青年司法書士協議会による  
無料電話相談を実施します（資料1）
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響で経済対策等を受ける際に必要な  
各種証明書を無料で発行します（資料2）
- 3 「しぶかわテイクアウトマップ」を公開しています（資料3）
- 4 市の業務を適正に執行するため内部統制を導入します（資料4）

### その他資料提供

- ・「令和2年渋川山車まつり」の開催を中止します（資料5）

○次回開催予定 4月第4回市長定例記者会見  
日時：令和2年4月27日（月）午後1時～  
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
4月20日(月)	9:30 10:00 終了後	議会運営委員会 令和2年第2回渋川市議会臨時会 議員全員協議会	第1委員会室 大会議室	議会事務局 議会事務局 議会事務局
4月21日(火)	9:00 13:00	庁議 記者会見	庁議室 記者会見室	秘書室 秘書室
4月22日(水)				
4月23日(木)				
4月24日(金)	10:00 14:00	叙位伝達 褒章伝達	市内 市長応接室	秘書室 秘書室
4月25日(土)				
4月26日(日)				
4月27日(月)	9:00 13:00 15:00	庁議 記者会見 渋川市行政不服審査会委員委嘱状交付式	庁議室 記者会見室 第2会議室	秘書室 秘書室 総務課

## 資料1

担当：危機管理室新型コロナウイルス感染症対策室

室長 萩原 健 電話0279-22-2130 内線2500

### 新型コロナウイルス感染症に伴う 群馬青年司法書士協議会による無料電話相談を実施します

新型コロナウイルス感染症に伴う日常生活の不安解消を図るため、群馬青年司法書士協議会の協力を受けて、加盟会員の司法書士による無料の電話相談を、4月25日(土)に実施します。

#### 1 趣 旨

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮や企業資金繰りの悪化などに対する不安を抱える方が増えていることから、群馬青年司法書士協議会の協力を受けて、加盟会員の司法書士による電話での無料相談を実施します。

自己破産や多重債務の整理、公的な支援制度の活用、解雇や雇い止め、減給などの労働相談など生活全般の困りごとに対する電話相談で、新型コロナウイルス感染症に伴う日常生活の不安解消を図りたいものです。

2 開設日 令和2年4月25日(土)

3 開設時間 午前10時～午後4時

4 電話番号 0279-22-2111 (市役所代表電話)

5 設置場所 市役所本庁舎2階 危機管理室執務室内

6 相談対応 群馬青年司法書士協議会加盟司法書士 (幹事長 清水 俊作)

#### 7 相談内容

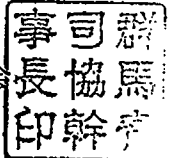
- (1) 自己破産、多重債務の整理
- (2) 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用及び各種支援制度の活用
- (3) 解雇や雇い止め、減給などの労働相談 (経営者からの相談含む)
- (4) その他、生活全般の困りごと

令和2年4月10日

市長 様

## 新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮者の支援について

群馬青年司法書士協議会  
幹事長 清水 俊作



前略 突然ご連絡申し上げる失礼をお許してください。私は、本年度、群馬青年司法書士協議会（以下「本会」という。）の幹事長を仰せつかっております、司法書士の清水俊作と申します。

本会は、市民の権利擁護および法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与することを目的とした、青年司法書士で構成される団体であります。

今般、新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行に伴い、今後も各種イベントの自粛、学校の臨時休業、観光産業や飲食業をはじめとする各種産業の縮小及び景気の悪化が見込まれ、それに伴って企業倒産や失業、自殺、生活困窮など、かつてのリーマンショックを上回る状況が予想されます。

本会はこうした状況を憂慮し、生活困窮者の支援に努めることを強く決意するとともに、このたびこうした生活困窮の問題に対応できる会員の氏名を登載した名簿を作成させていただきました。本書に同封して送付させていただきますので、失業や生活困窮等に関する相談が寄せられた際には、登載者の連絡先をお伝えいただくなど、積極的にご活用いただければ幸いです。

具体的には下記のとおり相談につきまして対応が可能です。生活に困った市民の方に寄り添った支援をさせていただきます。ご参照のほどよろしくお願いいたします。

緊急の事態でご多忙のなかご迷惑をおかけしますが、ご対応いただけますことを心よりお願い申し上げます。なお、ご不明な点は、私までご連絡下さい（TEL0279-22-0866）。

草々

### 記

1. 自己破産、多重債務の整理
2. 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用、及び各種支援制度の活用
3. 解雇や雇い止め、減給などの労働相談（経営者からの相談含む）
4. その他、生活全般の困りごと

新型コロナウイルスに伴う生活困窮者法律相談  
司法書士名簿

氏名	事務所所在地(市区町村から)	電話番号	FAX番号
<b>前橋市</b>			
岩沼 良堯	前橋市下大屋町691番地	027-280-7455	027-280-7456
関 辰朗	前橋市元総社町1411-1服部ハイツA101	080-5648-7586	027-202-0904
長谷川 洋	前橋市国領町二丁目23番9号国領コーポラス102号	027-233-2269	027-231-0039
和佐田幸子	前橋市大手町二丁目18番7号	027-210-6301	027-210-6302
石原 秀一	前橋市大手町二丁目7番11号	027-223-3359	027-223-3486
伊藤 真一	前橋市大手町二丁目2番地6	027-224-5757	027-221-3739
<b>渋川市</b>			
清水 俊作	渋川市石原56番地3	0279-22-0866	0279-23-0710
狩野 豊宏	渋川市金井1139番地13	0279-26-7751	0279-26-7752
<b>伊勢崎市</b>			
森田 裕一	伊勢崎市中央町17番8号	0270-75-5091	0270-75-5092
仲道 宗弘	伊勢崎市連取町3083番地2	0270-61-7211	0270-61-7212
大木 淳浩	伊勢崎市上泉町175番地1 大木ビル2階	0270-88-9001	0272-02-0109
<b>太田市</b>			
清水龍太郎	太田市飯田町1395番地1の2階	0276-47-1030	0276-61-3530
大平 寛	邑楽郡邑楽町大字中野3030番地16	0276-57-8172	0276-57-8173
佐藤 真人	太田市浜町19番29号	0276-30-6880	0276-30-6882
米澤 智子	邑楽郡大泉町坂田四丁目20番22	0276-57-8980	0276-57-8987
市野 秀樹	太田市粕川町261番地2	0276-52-0579	0276-60-5191
<b>桐生市</b>			
池末 晋介	桐生市相生町二丁目371番1アゴラ21 2F	0277-53-4700	0277-53-4702
笛木 大哉	みどり市笠懸町阿左美1889番地1 藤巻アパートE号	0277-46-9390	0277-46-9391
木村 明宣	桐生市境野町6丁目527番地3	0277-20-1717	0277-43-5310
小林 弘明	桐生市浜松町一丁目6番36号	0277-20-6131	0277-20-6132
<b>高崎市</b>			
石井 一寛	高崎市緑町一丁目2番地2YKビル1F	027-362-1500	027-362-1501
河端 豊	高崎市井野町83-6	027-377-0197	027-333-4142
西川 正	高崎市上和田町14番地	027-320-8161	027-321-3797
五十嵐 洋	高崎市下之城町837番地1	027-346-0295	027-347-2516
高橋 克彦	高崎市日高町203番地	027-362-8801	027-202-0406
脇野 孝一	高崎市岩押町19番19号	027-386-9604	027-386-9614
富沢 靖司	高崎市井野町1277番地1	027-377-0210	027-333-9115
石橋 修	高崎市八幡町72番1	027-323-5656	027-326-3575
鈴木 克利	高崎市寺尾町2369番1	027-327-8245	027-327-8246
中林 和典	高崎市新保町1665番1反町ビル3F	027-387-0546	027-387-0547
宮原 直樹	高崎市新田町5番2リアルビル1階	027-395-4268	027-395-4248
小山 陽二	高崎市福島町746番地8	027-372-1997	027-202-0030
<b>富岡市</b>			
廣川 道明	富岡市内匠188番地3 2階S	0274-67-7601	0274-67-7602
櫻井 裕	富岡市富岡131番地	0274-62-1561	0274-64-4391
宮前 知光	富岡市富岡1622番地8	0274-63-0311	0274-63-0213



## 資料2

担当：総務部財務課	課長 角田 義孝	電話0279-22-2414	内線2150
総務部税務課	課長 福田 順夫	電話0279-22-2113	内線1510
総務部納税課	課長 飯塚 宗徳	電話0279-22-2390	内線1540
市民環境部市民課	課長 卯野 文子	電話0279-22-2459	内線1110

## 新型コロナウイルス感染症の影響で経済対策等を受ける際に必要な各種証明書を無料で発行します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活支援・経済対策を受ける手続きに必要な、住民票の写しや所得証明書など各種証明書の発行手数料を、4月22日(水)から無料とします。この取り組みは、県内12市では初となります。

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活支援・経済対策を受けるため各種証明書類を申請する方が増加していることから、手続きに必要な各種証明書の発行手数料を無料とすることで経済的な支援につなげます。

### 2 事業概要

#### (1) 無料となる証明書等

- ・所得証明書、課税証明書、非課税証明書、納税証明書、所在地証明
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項の証明

#### (2) 無料となる条件

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う融資等の生活支援・経済対策を受けるためのものであること。

#### (3) 申請場所

市役所本庁舎、各行政センター、渋川駅前プラザ

#### (4) 申請書

申請場所の各窓口で専用の申請書を用意するほか、渋川市ホームページからもダウンロードできます。

#### (5) その他

市税に関する証明書、住民票の写し及び住民票記載事項の証明については、郵送での申請も受け付けます（印鑑登録証明書は郵送で申請できません）。

### 3 開始日 令和2年4月22日(水)から

### 4 その他

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う融資等の生活支援・経済対策を受けるための必要書類を無料で発行する取り組みは、県内12市では初となります。





## 資料3

担当：産業観光部商工振興課 課長 牧 伸治 電話0279-22-2596 内線4890

# 「しぶかわテイクアウトマップ」を公開しています

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の飲食店を応援するため、渋川市地域おこし協力隊が、Facebookで飲食店の情報を募り、「しぶかわテイクアウトマップ」を製作しました。

## 1 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の飲食店を応援するため、テイクアウトに対応している飲食店を紹介した「しぶかわテイクアウトマップ」をウェブサイト上で公開し、飲食店の利用促進を図っていきます。

## 2 内 容

市の魅力発信などの分野で活動している渋川市地域おこし協力隊が、Facebookで飲食店の情報を募り、「しぶかわテイクアウトマップ」をGoogleマップを活用し、製作しました。

今後は、市ホームページやチラシ等でも飲食店の情報を随時募り、マップの充実を図っていくことで飲食店を応援していきます。

### 【しぶかわテイクアウトマップQRコード】



## 3 そ の 他

市では、平成30年度に買い物弱者対策の一環として、市内で食料品や日用品、燃料等の宅配サービスを行うお店を紹介する「しぶかわ宅配サービス店ガイド」を発行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出に不安のある人に対応するため、同ガイドを市ホームページ及び広報しぶかわ5月1日号等で改めて周知することで、宅配サービスの利用拡大を図っていきます。

また、掲載を希望する市内のお店を随時募集します。



## 資料4

担当：総務部総務課 課長 星野 幸也 電話0279-22-2112 内線2110

### 市の業務を適正に執行するため内部統制を導入します

令和2年度から事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するため、内部統制を導入します。

#### 1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

人口減少社会においても、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供する体制を確立することが求められていることから、事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するための内部統制の体制を整備するとともに、その充実に向けた不断かつ着実なアクションを進める必要があります。

市長の強いリーダーシップのもと、組織や職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事の発生を未然に防ぎ、市民から大きく信頼される行政運営の確立に取り組みます。

#### 2 基本方針の策定

地方自治法第150条第2項に基づき、内部統制基本方針を策定しました。基本方針は、市ホームページで公表します。

#### 3 内部統制の目的・取組の視点

##### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

質の高い市民サービスを提供するため、最少の経費で最大の効果を挙げることを求められていることから、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、自治を担える人づくりと力を最大限発揮する組織づくりを行います。

##### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告は、議会や市民等が政策実績の確認やモニタリングをする上で重要な情報を提供するものであることから、財務報告の信頼性を確保し、市民からの信頼を維持・向上させます。

##### (3) 業務に係る法令等の遵守

法令遵守は市民からの信頼の基礎であり、職員一人ひとりには当然のことながら、組織全体にコンプライアンスに対する意識を徹底させます。

##### (4) 資産の保全

財政基盤や市民からの信用に大きな影響が及ぶことを防ぐため、税を主な財源として取得される資産である財産及び現金が、不正に取得、使用及び処分されることを防止するための体制を整備します。

#### 4 内部統制の対象事務

財務に関する事務及び（公正な職務の執行を損なうおそれのある）働きかけへの対応に関する事務（32項目）とします。

#### 5 内部統制の推進体制

- (1) 内部統制における最高責任者を市長とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、内部統制推進・評価会議を設置し、市長を議長とします。
- (2) この会議は、次に掲げる全庁的な内部統制の整備及び運用に関する取組を推進します。
  - ①内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。
  - ②内部統制の整備及び運用に関する評価に関すること。
  - ③職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。
  - ④その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。
- (3) 内部統制の整備及び運用について助言・指導をする外部有識者に参与していただき、内部統制の実効力を高めます。

#### 6 内部統制の評価（令和2年度の整備状況及び運用状況から適用）

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を市民に公表します。

#### 7 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

## 渋川市内部統制基本方針

### 1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

人口減少社会においても、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供する体制を確立することが求められていることから、事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するための内部統制の体制を整備するとともに、その充実に向けた不断かつ着実なアクションを進めることが必要です。

市長の強いリーダーシップのもと、組織や職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事の発生を未然に防ぎ、市民から大きく信頼される行政運営の確立に取り組みます。

### 2 基本方針の位置づけ

地方自治法第150条第2項に基づき策定するものです。

### 3 内部統制の目的・取組の視点

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

質の高い市民サービスを提供するため、最少の経費で最大の効果を挙げることを求められていることから、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、自治を担える人づくりと力を最大限発揮する組織づくりを行います。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告は、議会や市民等が政策実績の確認やモニタリングをする上で重要な情報を提供するものであることから、財務報告の信頼性を確保し、市民からの信頼を維持・向上させます。

#### (3) 業務に係る法令等の遵守

法令遵守は市民からの信頼の基礎であり、職員一人ひとりには当然のことながら、組織全体にコンプライアンスに対する意識を徹底させます。

#### (4) 資産の保全

財政基盤や市民からの信用に大きな影響が及ぶことを防ぐため、税を主な財源として取得される資産である財産及び現金が、不正に取得、使用及び処分されることを防止するための体制を整備します。

### 4 内部統制の対象事務

財務に関する事務及び（公正な職務の執行を損なうおそれのある）働きかけへの対応に関する事務とします。

## 5 内部統制の推進体制

内部統制における最高責任者を市長とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、内部統制推進・評価会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議は、次に掲げる全庁的な内部統制の整備及び運用に関する取組を推進します。

- ①内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。
- ②内部統制の整備及び運用に関する評価に関すること。
- ③職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。
- ④その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。

内部統制の整備及び運用について助言・指導をする外部有識者を加え、内部統制の実効力を高めます。

## 6 内部統制の評価（令和2年度の整備状況及び運用状況から適用）

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を市民に公表します。

## 7 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

令和2年4月1日

浜川市長 高木勉

## 資料5

担当：産業観光部観光課 課長 寺島 剛 電話0279-22-2873 内線4880

### 「令和2年渋川山車まつり」の開催を中止します

#### 1 概要

渋川山車まつりは、古くから行われていた八幡宮の祭礼と八坂神社の祭礼を明治7年に併せて行うことになり、現在の形になったといわれています。

例年8月第2週の土日に隔年開催され、19台の山車が2日にわたり市内中心部を巡行し、約10万人の来場者で賑わいます。

また、曳き手同士が左右に蛇行したり、ぶつかり合ったりする様子から「北関東一のあばれ山車」として知られています。

#### 2 中止理由

令和2年は、東京オリンピック・パラリンピック開催との兼ね合いから9月に日程を変更して実施する予定でしたが、国内の新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えないことから、実行委員会において協議を重ね、19町の総意により中止することとなりました。

次回の開催については、終息後、実行委員会において協議し決定します。

#### 3 当初実施日程

- (1) 9月11日(金) …宵祭り(各町による前夜祭を行います)  
※交通規制=なし(山車の巡行なし)
- (2) 9月12日(土) …渋川八幡宮祭礼巡行
- (3) 9月13日(日) …八坂神社祭礼巡行

4 会場 渋川市中心市街地

5 主催 渋川山車まつり実行委員会

6 後援 渋川市